平成２１年（フ）第１８７１０号
東京都墨田区墨田２丁目12―２
債務者　櫻井　朋美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７１１号
東京都足立区西伊興３丁目15―11―203
債務者　岩本　義次
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７１２号
埼玉県飯能市大字青木５―５
債務者　川村　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７１３号
東京都豊島区巣鴨３丁目39―４―502
債務者　浜根利枝子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７３２号
茨城県結城市大字結城646―208
債務者　田中　卓子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７３３号
愛知県海部郡甚目寺町森８丁目10―10―201
債務者　本間　法子（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７３４号
埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目16―９―202
債務者　後藤　和枝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７３５号
埼玉県さいたま市緑区大字三室2140―９
債務者　仙波　幸夫
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７３６号
埼玉県さいたま市緑区大字三室2140―９
債務者　仙波万里子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７３７号
東京都八王子市打越町1452―５―201　坂本方
債務者　角田　裕哉
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７３８号
東京都八王子市打越町1452―５―201　坂本方
債務者　角田　飛鳥
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７３９号
宮崎県宮崎市下原町368―６―201
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７４０号
静岡県伊東市玖須美元和田722―576
債務者　上田　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７４３号
鹿児島県曽於郡大崎町神領1104―６
債務者　小田　千里
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７４５号
沖縄県糸満市字糸満989―81―303
債務者　伊敷ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７４６号
栃木県宇都宮市東宿郷３丁目２―５
債務者　関谷　弘志
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部